



# 長崎市消費者センター

## 長崎市消費者を守るネット通信(第139号)

配信日 平成30年2月28日

### 「2,000円でエアコンの清掃」 エアコン清掃だけでは済まないかも…

#### <相談事例>

「2,000円でエアコン清掃します。」という勧誘電話がかかってきた。格安なので来訪の約束をしたが、電話で家族構成などを聞かれ不審に思った。

#### 【消費者センターからのアドバイス】

- 「2,000円でエアコンの清掃」だけでは事業は赤字になると思われることから、清掃以外の契約の勧誘がある可能性が高いです。過去には2,000円での清掃をした後に、数十万円のハウスクリーニングの契約を強く勧められ断れずに契約したという相談がありました。
- 事業者を家にあげる際には、1人ではなく、家族や友人と一緒に複数人で対応するようにしましょう。
- 来訪した事業者から、他の契約の話が出た場合、「契約しないと帰ってくれないから仕方なく契約をする」のではなく、必要の無い契約はしっかり断りましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

**長崎市消費者センター** 相談専用電話 **095-829-1234**  
(〒850-0877 長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)  
[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時  
※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)